



基本目標 4

安全で安心なまちで、
住みよさを実感しています





第 1 章

バランスのとれた土地利用が進んでいます〔土地利用〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 現在、準都市計画区域に指定されており、一定規模以上の開発行為には都市計画法による許可等が必要です。
- ・ 用途地域等を指定していないため、建築できる建物の用途や建築できない建物の用途などに関するきめこまやかなルールがありません。
- ・ 平たん部や山麓部、山間部を有する地理的特性、各地域拠点の機能を活かし、機能的な都市活動に配慮した土地利用制度の検討が必要です。

今後取り組むべきこと

- ・ 都市計画区域の指定や用途地域等の指定を検討し、農林業と調和した土地利用に関する方針を定めます。



基本方針

都市計画法等による規制の見直しを踏まえて、バランスのとれた土地利用を目指します。

施策の内容

1 都市計画制度導入

- ・ 都市的土地利用と農村的土地利用との調和を図り、機能的な都市活動に配慮した都市計画制度を導入します。

主要指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
土地開発行為協議件数 (1,000 m ² 以上)	12件	15件

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

計画の実現

資料

ルネッサンス戦略

国土強靱化地域計画

第 2 章

美しい町並みと景観が 形成されています〔町並み保存〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 伝統的建造物群保存地区や街なみ環境整備事業地区である筑後吉井と新川田籠の2地区では、修理修景事業を行っています。
- ・ 伝建地区内において新規事業者の入居が増えていますが、高齢化や空き家の増加が見られます。

今後取り組むべきこと

- ・ 伝統的建造物の保存だけでなく活用を進めながら、歴史の伝承や文化の向上、地域活性につなげます。
- ・ 修理修景事業の整備を進めるとともに、空き家の活用等を行います。



基本方針

地域住民の協力を得ながら、伝統的景観を後世に伝えていくための保存や整備、活用に取り組みます。

施策の内容

1 伝統的建造物の保存整備

- ・ 毎年町並み無料相談会を実施しており、地域住民からの修理修景について助言や指導を行うとともに、空き家対策や空き家の活用に取り組みます。
- ・ 地域住民の要望に対応する修理事業や防災事業等を実施します。

2 伝統的建造物の活用

- ・ 鏡田屋敷や居蔵の館などの市所有の伝統的建造物の活用に取り組みます。

3 景観対策の推進

- ・ 地域住民との協議を踏まえ、文化的景観の選定に向けた作業等を進めます。
- ・ 景観を守り続けるための産業振興や生活基盤整備の協議に取り組み、整備を進めます。
- ・ 景観に対する市民の関心を高めるため、啓発活動の充実を図ります。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
伝統的建造物群保存修理事業整備率 (整備件数 / 特定物件のうち家屋数)	30.7%	35.3%
景観条例に基づく届出件数	11件	15件

個別計画

うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区保存計画

うきは市新川田籠伝統的建造物群保存地区保存計画

うきは市景観計画



第 3 章

身近な道路が安全に利用できています〔道路整備〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 国道 210 号や県道において安全に歩行ができない箇所や交通渋滞が発生する箇所があることから、国県の道路管理者と連携して事業を推進しています。
- ・ 道路や河川等の機能を維持していくため、道路河川愛護活動での市民共同活動を行い、地域空間の保全を図っています。
- ・ 約 2000 路線の市道について、狭あい箇所や路面等の損傷が多数存在することから、財源を確保しつつ、改良や維持修繕を行う必要があり、交通弱者等に配慮した道路の整備が必要です。

今後取り組むべきこと

- ・ 国道、県道事業については利便性向上を図ります。
- ・ 市道の維持管理に重点的に取り組みます。
- ・ 交通弱者に配慮した道づくりを推進します。
- ・ 道路河川愛護活動を継続して推進します。



基本方針

道路の適切な維持管理や計画的な道路網の整備を進め、住民生活の利便性向上と産業の発展を図ります。

施策の内容

1 国道、県道の整備と利便性の向上

- ・ 一般国道 210 号改良促進期成会で、久留米市田主丸町板町北交差点から国道 210 号接合までの供用を今後も継続して国に働きかけを行います。
- ・ 国道 210 号の歩道設置、同国道と県道との接合部分や交差点付近の拡幅等については、引き続き整備に向けた取組を進めます。
- ・ 関連県道の用地買収や事業促進等を関連自治体と連携して、県に要望していきます。

2 市道の計画的な維持管理と整備

- ・ 市道の異常等を日常的に点検し、適切な維持管理に努めます。
- ・ 市道の改良や舗装など計画的な整備を図ります。

3 バリアフリーの推進とサイン案内板の設置

- ・ 地元と協議を行い、自然環境との調和と利便性の向上を図ったバリアフリー化やサイン案内板の設置を進めます。
- ・ 高齢者や障がい者、妊婦、子育て中の親子等に配慮したまちづくりを進め、市民だけでなく観光客にもやさしいまちづくりに努めます。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
一般市道改良率（改良延長／計画延長）	60%	63%
一般市道舗装率（舗装延長／計画延長）	71%	74%

個別計画

舗装個別施設計画

橋梁長寿命化修繕計画



第 4 章

バスや鉄道が便利に使えています〔公共交通〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 車社会と人口減少が進み、公共交通網の維持が困難になっています。
- ・ 自動車運転免許の自主返納者数が増えており、高齢者を中心とした公共交通対策が必要になっています。
- ・ あらゆる地域から市内の隅々へ観光入込客が流入する時代となり、地域公共交通網の重要性が増しています。

今後取り組むべきこと

- ・ 観光客向けの公共交通サービスと市内高齢者を中心とした地域公共交通のあり方を整理しながら、公共交通を確保していきます。
- ・ JR久大本線利用者の利便性向上を目指し、関係団体と協議を進めながら駅や鉄道の活性化に努めます。
- ・ 民間事業者をはじめ関係団体と協議を進めながら、利用者の増加と地域公共交通の維持に努めます。



基本方針

バスや鉄道等の公共交通の利便性向上や維持存続に取り組み、市民ニーズに合った地域公共交通の整備を進めます。

施策の内容

1 JR久大本線の活性化

- ・ 利用者の増加を図るため、新駅設置や列車利用者の利便性の確保に引き続き取り組みます。
- ・ 沿線の活性化に努め、生活交通だけでなく観光面の交通対策にも取り組みます。

2 バス路線の維持やコミュニティバス等地域公共交通の整備

- ・ 利用者が安心して利用できるよう、公共交通会議などでの検討を踏まえ、民間事業者の活用を図り、今後も予約制乗合タクシーなど地域にあった公共交通体制を整えます。
- ・ 安全性と利便性に配慮して交通事業者と協議を深め、市民にとってより良い運行体制を整えます。
- ・ さまざまな機会を通じて、公共交通機関の利用増進のための啓発を図ります。

3 公共交通利用者への新たな対応

- ・ ITやAIを活用したサービスなど、公共交通における新たなサービスの実装に向けて取り組みます。

主要指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
コミュニティバスや乗合タクシー、補助金を支出している民間バス路線の総利用者数	11,027人	14,000人



第 5 章

街なかで快適な暮らしができています〔住宅・住環境〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 空き家の老朽化により倒壊の危険性がある家屋については、除去費用の一部を補助する制度があります。
- ・ 一部の市営住宅について老朽化しているため、計画的に建替を行う必要があります。
- ・ 空き家が市内に現在 800 軒程度あり、「空き家バンク^{※9}」への登録を案内していることから相談が年間 10 件以上ありますが、所有者が管理できなくなって相談を受ける場合は登録しても活用の見込みがない場合もあります。
- ・ 耐震基準を満たしていない住宅等について、引き続き耐震診断と耐震改修を行っていく必要があります。

今後取り組むべきこと

- ・ 引き続き老朽危険家屋等除去促進事業費補助金制度を活用し、空き家の適正管理を促します。
- ・ 市内の住宅や特定建築物、ブロック塀等の耐震化を図るため、市耐震改修促進計画の見直しを行います。
- ・ 「うきは市営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に建替を進め、子育て世代や高齢者など多様な人々に配慮した仕様を検討します。

※9 行政や認定事業者が空き家を賃貸や売却したい所有者から提供された情報を集約し、利活用したい方に紹介する制度。



基本方針

老朽化した市営住宅の建替を計画的に進めるとともに、快適で良質な住環境の整備を推進します。

施策の内容

1 市営住宅の維持、管理

- ・ 老朽化した市営住宅の建替事業を進めます。整備にあたっては、安全で質の高い市営住宅への更新を進めます。

2 空き家対策等住環境の整備

- ・ 老朽危険家屋等除去促進事業費補助金制度を活用し、空き家の適正管理を促します。
- ・ 空き家バンク・リフォーム事業を通じて空き家の活用を進めます。

3 住宅、特定建築物の耐震化

- ・ 「うきは市耐震改修促進計画」に基づいて、住宅や特定建築物等の耐震化を図ります。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
老朽危険家屋除去件数	45件	105件

個別計画

- うきは市営住宅等長寿命化計画
- うきは市空家等対策計画
- うきは市耐震改修促進計画



第 6 章

生活に潤いをもたらす公園や 緑地が整備されています〔公園・緑地〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 公園における草刈りや清掃等の維持管理が十分でなく、一部の公園ではボランティアによる草刈りなどが必要な状況です。
- ・ 近年、キャンプ等の需要が高まり、利用者数が増加しているため、適切な利用を促しつつ、より充実したサービスが必要です。
- ・ 遊具や施設が老朽化し、使用できないものも見受けられるため、撤去や更新等が必要です。
- ・ 子育て世代を中心に、子どもが安全で安心して遊べる公園整備の要望があります。

今後取り組むべきこと

- ・ 公園の草刈り等を継続し、公園環境の維持に努めます。
- ・ 遊具の点検を実施し、安全で安心して遊べる公園の管理に努めます。



基本方針

レクリエーションや防災など、さまざまな機能を有する公園や緑地の適切な維持管理により、快適な空間を維持します。

施策の内容

1 公園や緑地の維持、管理

- ・ 市民の憩いの場としての公園施設については、公共性が高いことから今後も適切な維持管理に努めます。
- ・ 各公園において、指定管理者制度等を活用しながら快適な利用ができるように努めます。
- ・ 子どもが安全で安心して遊べる公園を整備します。

主要指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
市民満足度調査において「公園・緑地に満足、やや満足、普通」と回答した人の割合	61.9%	70.0%



第 7 章

安心で安定した処理等が可能な 上下水道の整備に取り組んでいます〔上下水道〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 上水道整備に関して市民の理解を進める必要があります。
- ・ 計画区域内人口ベースでの下水道普及率は99%となっていますが、未接続世帯は下水道接続や浄化槽の設置には消極的です。
- ・ 下水道の未接続世帯の解消が進まない状況で、水洗化率の伸び悩みが予測されます。

今後取り組むべきこと

- ・ 上水道整備に関する普及や啓発活動に継続的に取り組みます。
- ・ 下水道事業の効率化を図るため、汚水処理施設の統廃合を進めます。
- ・ 下水道の安定的な施設管理をしていくために下水道等事業推進審議会を定期的開催し、使用料の見直しを検討します。
- ・ 現在、耐用年数超過施設の更新は低いものの、今後、大量更新期を迎えて膨大な事業費の増加が懸念されるため、ストックマネジメント※10により事業の平準化や計画的な長寿命化事業の実施に努めます。

※10 長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮して優先順位付けを行い、点検や修繕等を施して施設の管理を最適化すること。



基本方針

地域の状況を踏まえ、いつでも安全で良質な水が飲めるよう水道施設整備等を計画的に進め、水の安定供給と経営の健全化を図ります。市民の理解と協力を得ながら、下水道や合併処理浄化槽の整備を進め、水洗化の促進や維持管理の充実を図ります。

施策の内容

1 水源、水質の保全

- ・ 今後も水質検査等による観測を継続し、良質な地下水の保全を図ります。

2 上水道事業の整備

- ・ 上水道事業に対する市民の理解を深める取組を進めます。
- ・ 福岡県南広域水道企業団への加入や上水道事業の創設時期について、検討を重ねていきます。
- ・ 簡易給水施設については、今後も山間地域の水の安定確保を図ります。

3 公共下水道の整備促進

- ・ 他事業との調整を図りながら、下水道管渠工事を推進します。

4 合併処理浄化槽の整備促進

- ・ 下水道事業に適さない地域や家屋を対象に、合併処理浄化槽の整備を進めます。

5 水洗化の促進と維持管理の充実

- ・ 未接続世帯や事業者に対し、水洗化を促進するとともに、利用しやすい支援策を検討します。
- ・ 処理施設や下水道管の機能を維持するため、定期的な検査と適切な対応を図ります。

主要指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
下水道水洗化率 (接続済み人口/供用開始済み人口)	81.4%	85.0%

個別計画

水質検査計画

うきは市汚水処理構想

第 8 章

山や川の自然環境が 良好に保たれています〔環境保全・河川整備〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 近年、豪雨による浸水被害が毎年のように発生しており、隈ノ上川や山曾谷川、巨瀬川、千代久谷川等の沿川地域で家屋浸水被害や道路冠水が発生するなど、治水対策の重要性が高まっています。
- ・ 昨今の自然災害により河川の生物が直接影響を受けることが多く、災害復旧の際には景観や生態系などの自然環境に配慮して河川整備等の公共事業を進めています。
- ・ 花と緑のまちづくり事業が活用され、各地区でハンギングバスケット^{※11}や道路沿い等の植栽などにより、地域に彩りが添えられ、市民の安らぎや景観に対する意識の向上に寄与しています。
- ・ 事業所等の周辺部から騒音や振動、汚水等の公害に対する相談が寄せられたときは、県の保健福祉環境事務所とともに事業所等を訪問し、指導を行いながら公害の発生を抑制していますが、住宅地が増えたことにより既存の事業所等から発生する公害に対する相談が多くなってきています。

今後取り組むべきこと

- ・ 環境保全に関する地域の自主的な取組に対して、引き続き支援していきます。
- ・ 事業所等からの公害発生に対し、さらなる抑制を図ります。
- ・ 自然環境に配慮した河川整備を推進します。
- ・ 河川の改修等により浸水被害の軽減を図ります。

※11 つりかごを壁やフェンスに引っ掛けたり吊るしたりして植物を空間に飾る演出方法。



基本方針

良好な自然環境と良質かつ豊富な地下水源の保全を図ります。自然災害に対する治山、治水、砂防事業の推進を図ります。

施策の内容

1 自然景観に配慮した事業の推進

- ・ より一層の景観や自然環境との調和を図るため、自然景観に配慮した事業を継続して推進します。
- ・ ホテルの保護などを通じた自然環境の回復と保全活動を地域と連携して推進します。

2 治山、治水、砂防事業の推進

- ・ 事業促進への要望や改修計画に基づく計画的な整備を通して、国や県とともに事業促進を図ります。
- ・ 浸水被害が発生している地域の安全安心のために、必要な治水事業を推進します。

3 監視体制の強化

- ・ 事業所等に対して、施設や設備に関する不備があれば、県の保健福祉環境事務所とともに改善指導や立入調査を行うなど、公害の発生源に対する監視体制を整えます。

4 森林管理体制の確立

- ・ 森林管理体制の強化に努め、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるように進めていきます。

5 環境保全活動団体の育成

- ・ 市の各種広報媒体を積極的に活用して情報を提供し、より一層の環境教育学習の充実を図ります。
- ・ 花と緑のまちづくりについては、自治協議会の活動と連携し、まちおこしにつながる全市的な取組として拡充を図ります。

主要指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
河川の水質 (BOD) に係る環境基準達成率の維持 (類型基準 : A類型)	100% (2河川・6か所)	100% (2河川・6か所)

個別計画

うきは市環境基本計画

うきは市森林整備計画

うきは市林業・木材産業振興ビジョン



第 9 章

清潔で安全な日常生活が送れています〔環境衛生〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ごみのポイ捨てを含む不法投棄ごみについては、市内パトロールやうきは警察署等の関係機関と連携し、早期の回収や看板設置、啓発等の対応を行っていますが、相談件数は増えており市民啓発が課題です。
- ・毎年市が呼びかけて実施している道路河川愛護やごみゼロ運動等の環境美化運動は、地域の恒例行事として多くの市民が参加することで環境意識の向上につながっており、今後も継続した取組が必要です。
- ・管理されていない空き地については、近隣住民から相談があれば現地を確認し、防犯と衛生の面から適正管理を求める指導を行っていますが、管理されていない空き地は増加傾向にあり、適正管理のための啓発が必要です。

今後取り組むべきこと

- ・市の各種広報媒体を活用して、市民参加型の環境美化運動への積極的な参加を呼びかけるとともに、不法投棄防止についての啓発を行います。
- ・管理されていない空き地を増やさないため、土地の所有者に対し適正管理を行うよう啓発を行います。



基本方針

衛生面に配慮した良好な生活環境の保全を図ります。

施策の内容

1 環境美化対策の推進

- ・ 事業用地や公共用地については計画的に除草を行うとともに、緊急性のある場所については適正な管理に努めてもらうよう、所有者に指導していきます。また、空き地等の所有者や管理者に対し、適正管理について周知や啓発を図ります。
- ・ 不法投棄の多発箇所には、地域やうきは警察署と連携し、不法投棄防止に向けた監視体制を強化していきます。

2 環境意識の向上

- ・ 少年期からの環境意識の向上を図るため、小・中学校と連携し、環境に関する啓発に努めます。
- ・ 空き缶やたばこのポイ捨て等によるごみの散乱を防止するため、市民参加型の環境美化運動の開催等を通して環境美化に対する市民意識の向上を図ります。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
環境美化運動の市民参加人数	786人	800人

個別計画

うきは市環境基本計画



第10章

ごみの減量やリサイクルが進んでいます〔廃棄物〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 市の人口は減少傾向にありますが、市内のごみ発生量は増加傾向にあり、今後ごみ減量化への取組が課題です。
- ・ 廃プラスチックをはじめとする廃棄物の処理については、世界的な課題となっています。
- ・ ごみの減量化を推進するため、分別収集等学習会を開催して分別収集による各家庭での3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努めています。また、古紙は回収所を設置して回収し、古着は分別収集や粗大ごみで回収するなど再資源化を推進しており、今後も継続した取組が必要です。
- ・ 耳納クリーンステーションや再生工房で見学会を実施しており、家庭から出た資源ごみ等の流れについての学習を通して、市民の3Rに対する認識を深めており、今後も継続した取組が必要です。
- ・ 台風や大雨等の自然災害が毎年のように全国各地で発生しており、その際に発生する廃棄物の適切な処理に関する「うきは市災害廃棄物処理計画」を策定したことから、今後は計画実行のための体制を整える必要があります。
- ・ 旧町域における粗大ごみの出し方が異なるため、現行のあり方の見直しや統一化について検討する必要があります。
- ・ 現行のごみ処理施設は、久留米市との一部事務組合により運営していますが、令和9年度末をもって久留米市が組合脱退を表明しており、ごみ処理施設の今後のあり方について調査研究し、早期に方針を決定する必要があります。

今後取り組むべきこと

- ・ 3Rの推進により、ごみの減量化を図ります。
- ・ 策定した「うきは市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物を迅速に処理できる体制づくりに努めます。
- ・ 有料化を含めた粗大ごみ回収方法の見直しや統一化のための検討を進めます。
- ・ 新たな広域化を含めたごみ処理施設の今後のあり方について、早期に方針を決定するための調査研究を行います。



基本方針

廃棄物の排出抑制の推進や3R運動など啓発事業を促進し、循環型社会を構築します。

施策の内容

1 3Rの推進

- ・ 3R運動については、衛生組合長を通して周知を図るとともに、市の各種広報媒体を用いた啓発を行います。
- ・ 電動式生ごみ処理機やコンポスト等の堆肥づくり機器の普及推進を行います。
- ・ 分別収集等学習会を開催するとともに、地域において分別収集の指導を行います。
- ・ 古紙や古着、容器包装プラスチックの回収を行い、資源ごみとして再資源化と可燃ごみの減量化を図ります。
- ・ 有料化を含めた粗大ごみの回収方法の統一に向けて検討を進めます。

2 環境教育、学習の推進（生ごみ堆肥化等の活動含む）

- ・ 自治協議会等に対して耳納クリーンステーションや再生工房の見学会の実施を働きかけます。
- ・ 出前講座や市の各種広報媒体を用いた啓発活動を行い、市民の意識向上を図ります。

3 災害廃棄物の対応

- ・ 災害により大量の廃棄物が発生した場合は、「うきは市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ効率的な回収や処理を行います。

4 ごみ処理施設の方針策定

- ・ 新たな枠組みでの広域処理に向けた検討や関係自治体との協議を行います。

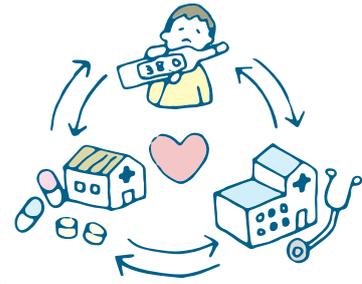
主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
ごみリサイクル率（ごみ資源化量 / ごみ発生量）	63.3%	66.5%

個別計画

うきは市環境基本計画

うきは市災害廃棄物処理計画



第11章

かかりつけ医から広域的な 高度救急医療まで整っています〔地域医療〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 休日の在宅当番医制や久留米広域連携中枢都市圏における二次救急医療体制により、市民の安全安心の医療環境を確保することが必要です。
- ・ 予防接種法で定められている定期予防接種のほか、任意の予防接種に対しても接種費用の助成を行い、感染症の予防や拡大防止を図ることができおり、今後も継続した支援が必要です。
- ・ 市民への救急医療の普及啓発を進めるためにも、市内事業所等を対象とした救急救命講習会を引き続き実施していくことが必要です。

今後取り組むべきこと

- ・ 休日の在宅当番医制や二次救急医療体制、小児救急医療体制を維持継続し、休日や夜間の適切な診療体制と救急医療体制を確保します。
- ・ 各種感染症の発生やまん延を予防するために、予防接種を実施します。
- ・ 浮羽地域救急災害医療協議会と連携し、災害時の医療を意識した取組を推進します。



基本方針

すべての市民が生涯を通じて心身ともに健康で生活できるよう、いつでも、どこでも、安心して必要な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備を図ります。

施策の内容

1 地域医療体制の充実と救急体制強化の促進

- ・ 地域保健医療の健全な発展に寄与するため、地元医師会やその構成医療機関と連携し、協力して休日における適切な診療体制や平日時間外の小児急患診療体制の維持を図ります。
- ・ 浮羽医師会による在宅当番医制や久留米広域連携中枢都市圏の久留米医療圏における救急医療体制を維持し、長期的な地域住民の安全安心の医療環境を確保します。
- ・ 久留米広域小児救急センターの維持継続を図ることで、次世代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境を確保します。
- ・ 各種感染症について、関係機関と連携し情報提供を適宜行うことにより、その発生やまん延を予防していきます。
- ・ 久留米広域市町村圏事務組合において、救急体制の整備について協議していきます。
- ・ 市内事業所を対象とした救急救命講習会を毎年実施しており、今後も継続して講習会を実施していきます。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
在宅当番医（休日急患診療） 実施率の維持（実施日数 / 日曜、祝日数）	100%	100%



第12章

救急、災害時に対する市民の 安心度が高まっています〔消防・防災〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 行政区単位で自主防災組織が組織され、組織率が令和2年7月時点で82%を達成して向上していますが、活動が活性化しておらず形骸化している組織も見られます。
- ・ 地区や行政区単位等で住民ニーズに応じて毎年防災訓練や防災講習会を実施し、防災意識の高揚に努めているほか、総合防災マップを更新して令和元年に全戸配布しましたが、防災に対する意識は地域により温度差があります。
- ・ 大雨や台風などの影響で避難所を開設する機会が多くなっており、中長期の避難所の開設や運営が必要な場合に人員の確保等が必要です。
- ・ 近隣自治体と比較して消防団員数が多く、かつ若年層の割合も高いため、災害時の防災対応力が期待されますが、消防団の人員確保が年々厳しくなっており、喫緊の課題となっています。
- ・ 河川などで基準に満たない消防水利が多く、上水道の整備とともに消火栓の整備が必要です。
- ・ 防災行政無線の戸別受信機を全世帯に配布しており、速やかで確実な情報伝達が行われていますが、受信機が老朽化しています。

今後取り組むべきこと

- ・ 災害の記憶が風化しないよう、防災訓練や防災講習会、防災に関する教育活動など防災意識の啓発活動を継続的に実施します。
- ・ 災害時の被害を最小限に抑えるため、全ての行政区や自治協議会に自主防災組織を組織して地域ぐるみで災害に備え、市民協働による体制づくりを進めるとともに必要な支援を行います。また、災害時に備え、感染症対策を含めた必要な物資の確保や供給体制の充実を図ります。
- ・ 大雨の際の道路冠水など、内水氾濫に対応した内水ハザードマップの作成について検討を行います。
- ・ 消防水利の充足率を向上させるとともに、日頃から中継による円滑な消火活動を行えるよう、常備消防と消防団が連携した体制づくりを継続します。
- ・ 火災だけではなく、風水害などを含めた非常時の対応力を維持するため、計画的に消防団の訓練を実施し、災害への対応を行います。さらに、平常時においても水利点検や夜警巡視活動など地域住民の安全安心を確保する活動を継続します。
- ・ 消防団員を確保する取組として、団員の負担軽減や優遇措置などに取り組み、入団しやすい環境づくりを行うとともに、広報などを通じて消防団活動の重要性や必要性等について啓発活動を行い、行政や住民、地域が一体となって消防団を支援する体制や環境づくりを進めます。



基本方針

防災基盤や消防体制等を強化するとともに、消防団員の確保と自主防災組織の組織率向上の支援や防災訓練などを実施し、防災や減災対策に取り組みます。

施策の内容

1 地域防災計画の実践

- ・ 防災体制強化のため、「うきは市地域防災計画」の実践を図ります。

2 防災意識の高揚と防災訓練の実施

- ・ 自治協議会や自主防災組織単位での訓練や防災の取組を支援するとともに、地域住民や関係団体と連携し、災害ボランティアセンターの設置や総合防災訓練、避難所運営訓練を継続的に実施します。
- ・ 防火水槽の新設を進め、公設分と合わせて消防水利の充足率の向上に努めるとともに、消防署と連携しながら地域の防災や防火訓練を支援します。
- ・ 全世帯に配布した総合防災マップなどを活用しながら、警戒区域や避難所等の周知徹底を図り、住民の適切な避難行動により「逃げ遅れゼロ」を実現するための対策を講じます。
- ・ 内水ハザードマップの作成に取り組みます。

3 防災基盤体制の充実

- ・ 新規転入世帯等への戸別受信機の設置を徹底し、継続して迅速な防災情報の伝達を図ります。
- ・ 防災メールやSNS等を活用し、多言語対応を含めた防災情報の伝達手段の多様化を図ります。
- ・ 「うきは市災害時備蓄計画」に基づき、災害時に備えて備蓄物資等の計画的な確保や運用を図ります。

4 消防力の充実

- ・ 「消防車両更新計画」に基づき車両等の更新に努めるとともに、防火水槽や井戸式消火栓の点検結果を踏まえた対応を関係者と協議していきます。
- ・ うきは市消防団協力事業所表示制度の推進を図り、消防団を支援する体制の整備に努めるとともに、各種訓練を継続しながら消防防災技術の向上を図ります。
- ・ 消防団員の確保のため、負担軽減などの環境改善を行うとともに、広報等を通して消防団への理解と協力を求め、地域と消防団がともに支え合う連携体制づくりに努めます。また、女性消防団員や地域団員の加入促進を図ります。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
自主防災組織率 (防災のために組織をつくっている行政区の割合)	81%	95%
行政区での防災訓練や講習会の実施件数	24件	50件

個別計画

うきは市地域防災計画

うきは市災害時受援計画

うきは市災害時備蓄計画

業務継続計画

第13章

犯罪が減少しています〔防犯〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 子どもたちによるあいさつ運動が活発であり、声かけによる犯罪抑止力が働いています。
- ・ うきは防犯協会やうきは警察署と連携して防犯の取組を行い、防犯委員による夜間防犯青色パトロール巡回活動が実施されていますが、委員の確保や活動内容に課題がある地域も見られます。
- ・ 安全安心まちづくり市民大会を毎年開催し、防犯に対する啓発と意識の高揚を図っていますが、高齢者を狙った詐欺などの犯罪が増加しています。
- ・ 行政区防犯灯のLED化や安全安心見守りカメラ運用事業により、犯罪抑止に寄与しています。一方で、公設防犯灯のLED化があまり進んでいません。
- ・ 老人クラブによる児童生徒の下校時の見守り活動や、交通指導員による街頭指導、誘導活動が実施されており、取組を継続していく必要があります。

今後取り組むべきこと

- ・ 防犯灯のLED化や安全安心見守りカメラ運用、防犯委員による青パト活動など、警察や各種団体と連携し、引き続き防犯への取組を継続して「安全安心なまちうきは」の実現に努めます。
- ・ 安全安心見守りカメラの適切な運用を継続するとともに、より効果的な運用が図れるよう、防犯カメラの新設について検討し、増設を行っていきます。



基本方針

犯罪を未然に防止するために、地域が一体となった防犯活動を推進します。

施策の内容

1 防犯意識の醸成

- ・ 犯罪のない地域を築いていくため、住民や行政、関係機関が連携し、地域ぐるみで防犯意識を高める取組を進めます。

2 子どもたちを犯罪から守る取組

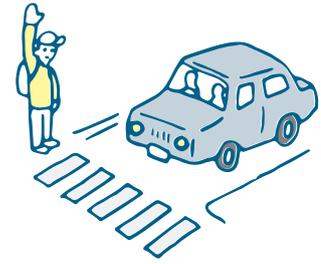
- ・ スマートフォンなどの普及に伴い、SNS等を通じて児童生徒が犯罪に巻き込まれる事例が全国的に増えていることから、学校等で情報モラル教育などに取り組みます。
- ・ 学校施設における防犯対策として、防犯カメラ等の設置や定期的な防犯訓練に取り組みます。

3 犯罪が起きにくいまちづくりの推進

- ・ 夜間の犯罪防止を目的に、公設防犯灯のLED化を推進するとともに各地域での防犯灯の設置やLED化を支援し、安全安心見守りカメラの適切な運用と増設に取り組みます。
- ・ 空き家等が犯罪に関係する場合も考えられることから、空き家等の適正管理に向けた取組を進めます。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
防犯灯設置補助数	1,667基	2,667基
犯罪認知件数の減少	99件	90件



第14章

交通事故が減少しています〔交通安全〕

施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 交通事故件数は年々減少していますが、高齢者による事故の割合が比較的高く、取組が必要です。
- ・ 交通指導員会が組織され、各種活動が行われていますが、地域によっては委員の確保や活動内容に課題があります。
- ・ 県下唯一の公立自動車学校としてうきは市立自動車学校があり、高齢者講習を実施していますが、全国的に高齢者の運転による事故が深刻化しており、高齢者を対象とした交通安全対策が必要です。

今後取り組むべきこと

- ・ 交通事故の発生件数は着実に減少しており、今後も警察や交通安全協会、交通指導員会と連携し、交通安全の取組を継続していきます。
- ・ 高齢者の事故防止のため、急発進防止装置やドライブレコーダーの取付を促す高齢者安全運転装置設置促進事業について、適宜内容の見直しを図りながら事業を実施します。
- ・ 運転免許証自主返納者などを含めた交通弱者対策として、民間が行う取組と行政が行う事業、さらには地域コミュニティなど住民自身が実施する事業をうまく融合させてそれぞれの特性を生かし、連携して事業を実施していきます。



基本方針

交通事故を減らすために、交通安全施設の整備と交通安全意識の高揚を図ります。

施策の内容

1 交通安全施設等の整備

- ・ 交通事故等を防止するため、道路や歩道、カーブミラー等の整備を進めます。

2 交通安全意識の醸成

- ・ 交通安全協会や交通指導員会等と連携して、交通安全意識の向上につながる啓発活動等に取り組みます。
- ・ 高齢者を対象とした運転教室などの開催や高齢者安全運転装置設置促進事業の実施などを通じて高齢者の事故防止に取り組みます。
- ・ 児童生徒の交通事故防止を目的に、学校等と連携した交通安全教室等を開催します。

主要指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
交通事故発生件数の減少	115件	90件

第 15 章

消費者トラブルによる被害が減少しています〔消費生活〕



施策の今とこれから

現況と課題

- ・ 消費者安全法の改正を受けて、消費者安全確保協議会を開催し、各関係機関との情報共有を進めており、継続的な取組が必要です。
- ・ インターネットの普及拡大に伴い、高齢者が被害者となる消費者トラブルが全国的に増加しており、相談事業や関係機関との連携が必要です。

今後取り組むべきこと

- ・ 平成 30 年度に新たにうきは市消費者安全確保協議会を設置して関係機関と情報共有を図っており、今後は各関係機関とのより一層の情報共有を進め、消費者トラブル対応窓口の強化を図っていきます。



基本方針

消費者問題に対する相談窓口を強化するとともに、被害に遭わないための啓発活動を推進します。

施策の内容

1 消費生活相談の充実と消費者意識啓発の推進

- ・ 福岡県消費生活センターや久留米市消費生活センター等と連携し、相談体制の充実を図ります。
- ・ 悪質商法や消費生活に関する情報の提供を進めます。

主要指標

指標名	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
消費者被害発生件数の5年平均値 (うきは市内のうきは警察署認知件数)	1件	年間1件未満 (令和3～7年度)